

[事案 2020-78] 新契約無効請求

・令和2年11月13日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な説明を理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年11月に銀行を募集代理店として契約した変額個人年金保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)「オーストラリアドルのレートは分からない。」と伝えたところ、募集人から「オーストラリアドルが下がってもすぐ戻りますし、2年から3年で返ってきます。」との説明を受けた。
- (2)募集人から、「10年で円として110%が返ってきます。」と説明を受けたが、実際には、10年後の返済金額はオーストラリアドルで110%であった。
- (3)オーストラリアドルの保険商品を、円安の時に販売することは問題である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、パンフレット等を用いつつ、過去のオーストラリアドルの為替推移を客観的に説明したことはあるが、「下がってもすぐ戻る。」「2年から3年で返ってくる。」というような断定的判断は告げていない。
- (2)募集人が説明に用いたパンフレットの表紙に「豪ドル建て110%最低保証」と明記されており、この他にもオーストラリアドル建て110%である旨は、募集人が用いた資料の随所に記載がある。また、募集人は、募集時に申立人から口頭で「円じゃないの。」という質問があった際、円ではなくオーストラリアドル建て110%保証である旨を回答している。
- (3)募集人は、例えば「現在豪ドルは安い、これから高くなる。」というような断定的判断は提供しておらず、本契約に為替リスクがあることのほか、本契約の仕組みに関し、変額部分は株式や債券等による運用を行うものであり、為替の動きだけで損益が決定される商品ではないことを説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が不適切な説明を行ったと認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。